

議員案第 1 号

矢板市議会議員定数条例の一部改正について

矢板市議会議員定数に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 1 1 月 1 0 日

提出者 矢板市議会議員 櫻 井 恵 二

賛成者 〃 小 林 勇 治

矢板市条例第 号

矢板市議会議員定数条例の一部を改正する条例

矢板市議会議員定数条例（平成14年矢板市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
矢板市議会の議員の定数は、 <u>15</u> 人とする。	矢板市議会の議員の定数は、 <u>16</u> 人とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。